

# 江別市グリーン購入推進基本方針

平成15年4月1日

江別市長

## 1 趣旨

地球温暖化や廃棄物問題などの環境問題を解決し、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会実現のために積極的に行動していかなければならない。

事業者であり消費者でもある江別市が環境負荷の低減を図るため、自ら率先して、市の業務を行なうに当たり必要となる物品、役務等の調達について、環境に配慮した物品調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することは、環境保全へ向けた行動の必要性を外に向かって強くアピールするとともに、市民・事業者の環境への配慮行動を喚起し、需要の転換を促すこととなる。

また、グリーン購入に関する取り組みを推進するため、平成12年に『国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）』が制定され、この中で地方公共団体においても、環境物品等の調達方針を定め、その調達の推進に努めることが求められている。

このため、江別市は、市の事務事業におけるグリーン購入のより一層の推進を図るため、基本方針を定める。

## 2 基本原則

市は、市の日常業務から生じる環境負荷を低減し、持続的発展が可能な社会の形成を目指すため、行政運営上必要な物品等の購入に際しては、価格及び品質に加え、次の点に留意した環境物品等の調達を行う。

(1) 環境物品等の調達に当たっては、次の事項を考慮する。

ア 再生された材料や再生しやすい材料を使用していること

イ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないこと

ウ 修繕や部品交換、詰め替えが可能であること

エ 使用後にその全部又は一部の再使用がしやすいことにより、廃棄物の発生を抑制できること

オ 耐久性が高く長期間使用ができること

カ 第三者機関の認定する環境ラベルを取得したものであること

キ その他、環境への負荷の低減に資することができるものであること

(2) 物品等の調達に当たっては、調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量を可能な限り抑制するものとする。

(3) 調達した物品等については、長期間使用又は再使用に努めるなど、有効かつ合理的利用に努めるものとする。

## 3 調達方針の策定

市は、毎年度、重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達物品等」という。）の種類、品目等の当該年度の調達目標を定めた「江別市グリーン購入調達方針」を策定し、総合的かつ計画的にグリーン購入を推進する。

## 4 適用範囲

この基本方針は、原則として本市の全ての組織に適用する。

## 5 推進組織

グリーン購入を組織的に推進するため「グリーン購入推進会議」を設置し、江別市グリーン購入調達方針及び調達実績把握の方法等について協議する。

## 6 実績の公表

グリーン購入の取組み状況については、広報等を通じて公表する。

## 7 普及促進

- (1) 市は、グリーン購入の趣旨、効果等について職員に周知するとともに、市民・事業者に対しグリーン購入の啓発を行うなど、積極的にその普及促進に努めるものとする。
- (2) 市職員は、施策事業を通じ、グリーン購入の推進に努めるほか、様々な機会において、その普及促進に取り組むよう努めるものとする。

## 8 関連団体等に対する協力要請

市は、本市が出資等している団体その他の関連団体等に対して、グリーン購入の取組みへの協力を要請するよう努めるものとする。

## 9 施行期日

この基本方針は、平成15年4月1日から施行する。